

2008年9月7日

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 健康局 生活習慣病対策室気付
健康局長 上田博三様

〒 東京都足立区

半沢一宣（印）

健康増進法第25条違反施設の設置・管理者への是正指導についての要請書

前略失礼いたします。

標記の件について、当地の足立区が、禁煙特定区域内に自ら設置した喫煙所の周辺で新たな受動喫煙被害を誘発し続けている状況に対して、その改善を怠り続けている不作為について、改善を促す是正勧告を出していただきたく、以下のとおり要請いたします。

要請の主旨

足立区に対して、以下の3項目を実施するよう促す勧告書を交付してください。

1. 特定禁煙区域内の喫煙所を、すべて廃止すること。
2. 「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」(以下「本条例」と略記します)の所管部署を、区民部から衛生部(足立保健所)に移管すること。
3. 本条例から、禁煙特定区域内に喫煙所を設置することに係る条項を、すべて削除すること。

要請の理由

足立区は、2006年10月1日に本条例を施行しました(旧「足立区まちをきれいにする条例」の改正・名称変更)。これに伴い、足立区は、北千住駅周辺の一定範囲を禁煙特定区域に指定し、過料徴収を伴う路上(歩行)喫煙取締りを開始することになりました。ところが、足立区は、喫煙者やたばこ販売事業者への見返りとして、禁煙特定区域内に2ヶ所の喫煙所を設置してしまいました。

この2ヶ所の喫煙所は、北千住駅の東口と西口に各1ヶ所ずつ設置されています。このうち東口のものは、同駅の南側にある「開かずの踏切」の迂回路として機能している、東西連絡地下道の東側入り口の横に設置されています。また西口のものは、駅前広場のペDESTリアンデッキに1ヶ所だけ設けられた(=車いすの人やベビーカーを使う親子などが)JR常磐線・東武伊勢崎線・地下鉄日比谷線を利用するときに必ず乗らなければならないエレベーター乗り場の横に設置されています。つまり、いずれも歩行者等の動線が集中する場所に設置されているわけです。

それでいて、この2ヶ所の喫煙所は、いずれも簡易な植栽で区画を示しただけの構造になっています。すなわち、たばこ煙の拡散、ひいては歩行者等に対する受動喫煙の防止が図られていません。

この、喫煙所設置に伴う受動喫煙の防止に関しては、本条例を所管する区民部が、公衆衛生に関する専門知識を有する衛生部との事前協議を何も行っていなかったことが、半沢が衛生部に行った事実経過の照会によって判明しています。

一方、私は、知人の産業医に依頼し、この2ヶ所の喫煙所で周辺にたばこ煙が拡散している状況の測定調査を行いました。その結果、たばこ煙が明らかに喫煙所区画の外へ拡散し、周辺の歩行者等への受動喫煙を誘発している事実があることが確認されました。

私は、この報告書を、本条例を所管する足立区区民部区民課長へ送り、喫煙所の廃止と

本条例の改正（喫煙所設置に係る条項の削除）とを求めました。しかし、足立区は、それから1年以上を経過した今日に至るまで、喫煙所周辺での受動喫煙の防止について、何も対策を講じていません。すなわち、足立区は、喫煙所のそばを通行する区民等が受動喫煙による健康被害を強要されている事実を、作為的に放置し続けています。

私は、足立区のような姿勢については、区民等の健康ひいては生命財産を守るのを使命の1つとしているはずの自治体のそれとして、極めて不適切であると考えます。

更に私は、受動喫煙の防止について無理解な区民部が、衛生部との意思疎通さえ欠いた独善によって本条例を所管し続ける限り、区民等が受動喫煙被害に泣かされる＝人権侵害を受け続けている現状を是正するのは、不可能であるとも考えます。

また、足立区が、区民からの声だけではこの問題に対して重い腰を上げようとする意思がないことも、私が測定調査報告書を提出して以降1年余りの間、状況に何ら変化がない事実が証明しています。

以上の理由により、私は、貴省に、足立区に対して国の法律（健康増進法第25条）を遵守するよう促す勧告を行っていただきたく、本状により要請いたします。

なお、貴省が足立区へ実際に勧告書を交付されました際には、その写しを上記半沢自宅あてお送りいただきたく、合わせて要請いたします。また、もしも勧告書を出していただけない場合には、その詳細な理由を今月30日（火曜日）までに書面にて御教示くださいますよう、合わせて要請いたします。

御不明な点がございましたら、上記半沢自宅までお問い合わせ願います。その際には、貴省の担当部署名、担当者様の御名前と電話（直通又は内線）・FAX番号などを御教示いただければ幸いです。

添付資料一覧（一部、両面印刷したものがああります）

「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」の全文（全3頁）

北千住駅周辺の禁煙特定区域の範囲と指定喫煙場所を示した図

（本条例施行前後に足立区のホームページに掲載されていたもの）

北千住駅周辺の喫煙所の写真（全5枚）

足立区衛生部長（足立保健所長）あて問い合わせ状（2007年4月23日付け、2頁）

足立保健所健康推進課長からの回答書

（平成19年5月2日付け「19足保健収第321号」文書の写し、全1頁）

北千住駅喫煙場所周囲の受動喫煙曝露に関する報告書（全4頁）

足立区区民課長あて の報告書の送り状の写し（2007年6月18日付け、全1頁）

足立区区民課長からの回答書

（平成19年7月5日付け「19足区区収第1079号」文書の写し、全1頁）

参考・足立区の関係部署の連絡先

区役所所在地 東京都足立区中央本町1-17-1（〒120-8510）

区役所代表電話番号 03-3880-5111

URL <http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

区長 近藤弥生（こんどう・やよい）

区民部長 坂田道夫

同 区民課長 亀村精一

同 地域活動支援係（本条例の所管部署）

電話（直通）03-3880-5856 FAX. 03-3880-5603

Eメール <mailto:kumin@city.adachi.tokyo.jp> 以上

(添付資料)

写真の解説

- * いずれも2008年8月29日(金曜日)に撮影。
- * 写真番号は、各カラープリントの裏面に記入してあります。

北千住駅西口の喫煙所を、駅前ロータリー側から見た様子。

同じ喫煙所を歩道側から見た様子。

駅前広場のペDESTリアンデッキ西端の階段下、ペDESTリアンデッキに連絡するエレベーター乗り場の隣に位置している(エレベーターからベビーカーを押した女性が降りてきているのにも注目)。この喫煙所部分を含む駅前広場は足立区の区有地。

西口から北千住駅に出入りできるエレベーターは、駅ビル内のデパートの営業時間外には、ここ1ヶ所にしかない。このことは、同駅からJR常磐線、東武伊勢崎線、東京メトロ日比谷線を利用しようとするベビーカーの親子や車いすの人が、ここで受動喫煙を強要されるのを避ける術がないことを意味している(東京メトロ千代田線とつくばエクスプレスののりばは、ペDESTリアンデッキとつながっていない)。

同じ喫煙所を、エレベーター側から見た様子。

北千住駅東口の喫煙所。

駅の東西を結ぶ地下自由通路の入り口の南側に位置する、東武鉄道の所有地に設置されている。

喫煙所の区画内に公衆電話ボックスが見える。このことは、公衆電話を利用する人が、受動喫煙を強要されるのが避けられないことを意味している。

東口喫煙所を別の角度から見たもの。

画面奥右側の階段・エスカレーターは、JR常磐線、東武伊勢崎線、東京メトロ日比谷線ののりばに向かうもの。その左側が地下自由通路の入口(同駅南側の「開かずの踏切」の迂回路を兼ねている)。

半沢からの質問状に対する足立区区民課長からの回答書によれば、画面奥の地下自由通路との間にある植栽は、通行人の受動喫煙の防止を目的としたものとされている(西口喫煙所の植栽も同様)。しかし、この種の植栽だけで、たばこの煙が拡散するのを防げるわけがない(事実、風向きによっては、地下通路の中央部でもたばこの臭いを感じることもある)。

区民部が、受動喫煙対策に関する専門知識を有する衛生部(足立保健所)の関係者との意思疎通を欠き、独善で喫煙所を設置してしまったことの不適切さが、こうしたところにも現れていると言わざるを得ない。

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第693-61-62141-6号

平成20(2008)年9月8日 銀座支店(旧・東京中央郵便局)にて配達完了

* 本状に対する厚生労働省からの回答は無し。